

# 岐阜県公報

号外(2) 令和7年12月二十六日

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人  
事  
課)  
(農  
業  
經  
営  
課)

(同 )  
二

岐阜県規則第百十八号  
岐阜県規則第百十八号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第百四号）の一部を次のように改正する。  
本則第二号の表法務・情報公開課法務顧問の項の前に次のように加える。

財政政策顧問	月額
	五〇、〇〇〇円

附 則

「」の規則は、令和八年一月一日から施行する。

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則を「」に公布する。  
令和七年十二月二十六日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県規則第百十九号

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和三十六年岐阜県規則第百四十五号）の一部を次

のものとおもふ。

認証紙 1 叩撲印 「契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする」 や「書面の場合は本書2通を作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い、甲乙にて保有する」 とある。

認証紙印叩撲印 「印」 や運印。

監 視

1 IJの規定せ、公布の印からの施行す。

2 IJの規定の施行の際現にIJの規定による改正前の岐阜県農業企業化資金助成規則の規定によつて作成されたことの用紙（以下「旧用紙」といへ）がある場合におこしては、IJの規定による改正後の岐阜県農業企業化資金助成規則の規定にかかるか、旧用紙をやめのままで使用するのを妨げない。

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一項を改正する規則をIJで公布す。

令和七年十一月一十六日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県規則第百一十号

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一項を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則（平成十三年岐阜県規則第百三十一号）の一項を次のものとおもふ。

認証紙印叩撲印 「印」 や運印。

認証紙印叩撲印 「契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする」 や「書面の場合は本書2通を作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い、甲乙にて保有する」 とある。

附 则

1 IJの規定せ、公布の印からの施行す。

2 IJの規定の施行の際現にIJの規定による改正前の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定によつて作成されたことの用紙（以下「旧用紙」といへ）がある場合におこしては、IJの規定による改正後の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定にかかるかわいが、旧用紙をやめのままで使用するのを妨げない。